

承認第4号

専決処分の承認について（関市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

平成28年5月10日提出

関市長 尾 関 健 治

専決第8号

関市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成28年3月31日

関市長 尾 関 健 治

関市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

関市国民健康保険税条例(昭和33年関市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「520,000円」を「540,000円」に改め、同条第3項ただし書中「170,000円」を「190,000円」に改める。

第9条中「520,000円」を「540,000円」に、「170,000円」を「190,000円」に改め、同条第2号中「260,000円」を「265,000円」に改め、同条第3号中「470,000円」を「480,000円」に改める。

第13条第2項第1号中「(以下「個人番号」という。)」を削る。

第14条第2項第1号中「、住所及び個人番号」を「及び住所」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の関市国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。